

平成 16 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

事業所・企業統計調査は、個人経営の農林漁家等を除く、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業など全国のすべての事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者などを調査し、我が国の事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、国をはじめ都道府県、市町村における各種施策の計画、立案のための基礎資料とするほか、事業所及び企業を対象とした各種統計調査実施のための母集団情報としての事業所及び企業の名簿を作成することを目的としている。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に第 1 回調査が実施され、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごとに、その後は 5 年ごとに実施されてきた。平成 8 年調査からは、企業の実態の把握を充実させたことに伴い、名称を「事業所・企業統計調査」に変更している。

なお、調査は、5 年ごとに実施するとともに、その中間年（調査を行った年から 3 年目）に簡易調査として、国及び地方公共団体を除く民営の事業所を対象に調査を行い、平成 16 年はこの簡易な調査の実施年にあたる。

また、記入者負担の軽減、調査の円滑実施の観点から、事業所・企業統計調査（簡易調査）、商業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査の調査内容を 1 枚の調査票に盛り込み、三つの調査が同時に実施された。

3 調査の期日

調査は、平成 16 年 6 月 1 日現在で実施した。

4 調査の範囲

調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産や販売、サービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。）のうち、次に掲げる事業所を除く事業所とした。

- （１） 「大分類 A - 農業」、「大分類 B - 林業」、「大分類 C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- （２） 「大分類 R - 公務（他に分類されないもの）」
- （３） 個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する家事サービス業
- （４） 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内などの有料施設のうち、公園、遊園地、テーマパーク以外の施設の中に設けられている事業所
- （５） 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

- (6) 収入を得て働く従業者がいないもの
- (7) 休業中で、かつ従業者がいない事業所
- (8) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

5 調査の方法

調査は、次の二つの方法で行った。

(1) 調査員調査方式

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員）
- 民営事業所の流れにより、調査員が調査票を配布、収集する方法

(2) 本社等一括調査方式

あらかじめ指定した企業の事業所について、経済産業大臣又は都道府県知事が事業所の本社等に支社等事業所ごとの調査票の記入を依頼し、収集する方法